

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理

主な人権課題	方向性	No.	対象	R8事業取組内容	所管課
情報化などに伴う人権侵害	教育機関や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、こどもを含めた教育・啓発を推進します。	01-1-1	児童・生徒 保護者	情報モラルについて、児童生徒及び家庭に対して啓発をしていく。特に保護者に対しては、教職員と同様の研修を受講してもらうなどの方法を取り、家庭・学校の両面から児童生徒の情報モラル等の育成を進める。	打出教育文化センター
		01-1-2	青少年	兵庫県から提供される青少年愛護条例の情報を市ホームページにおいて発信し、青少年愛護センター前のラックに県の啓発チラシを配架し、シンコースポーツ体育館・青少年センター掲示板に県の啓発ポスターを掲示する。	青少年愛護センター
		01-1-3	主に小学生～中学生	市内小中学校等より要請があった場合に、人権擁護委員や法務局と連携し、「スマホ・ケータイ人権教室」を実施。	人権・男女共生課
	インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。	01-2	－	・定期的にインターネット・モニタリングを実施。 ・モニタリングの結果、差別的な書き込みを発見した場合は、法務局等と連携し、削除依頼を行う。	人権・男女共生課
	市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。	01-3	市職員	「人権の視点からの用語の手引き」を市職員に周知。	人権・男女共生課
女性の人権	講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。	02-1	市民	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を実施するとともに、センター通信「ウィザス」を年4回(6月・9月・12月・3月)発行し、男女共同参画センターをはじめ市内公共施設等への配架を通して、男女共同参画意識の周知・啓発を行う。 講座実施、センター通信の発行にあたっては、他の団体や、包括連携協定先及び庁内の他課との連携を積極的に行う。	人権・男女共生課
	すべての市職員が性別に関係なく自身の能力を発揮するとともに、男女共同参画の視点を持って職務を行うよう啓発に取り組みます。	02-2	市職員	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりや、職員の育児・介護等に関する休暇取得の推進などを目的とした研修を人事課と共催で実施する。	人権・男女共生課
	性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実を図り、学校・家庭・職場における意識醸成に取り組めます。	02-3-1	児童・生徒	授業や日常活動で性別に偏らない声かけや役割分担を行い、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図る。	学校支援課
		02-3-2	市民	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座の実施するとともに、センター通信「ウィザス」を年4回(6月・9月・12月・3月)発行し、男女共同参画センターをはじめ市内公共施設等への配架を通して、自身の働き方を見直し、より充実した生活をするために有効な情報提供を行う。	人権・男女共生課
	広く市民にワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させ、女性が望む活躍への支援を行うとともに、男女が共に育児や家事、介護等に参画できるよう啓発を行います。	02-4	市民	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座として、男性が家事・育児等により積極的に関わり、パートナーや家族とのコミュニケーションを促進するきっかけとなるような講座を12回以上企画・実施する。	人権・男女共生課
	性差別による暴力防止、DV、若年層に対するデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発を進めます。	02-5-1	市民 中学3年生	「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施(11月予定)するとともに、広報あしや、ホームページ、デートDV防止啓発パンフレット等で相談先等の周知・情報提供を行う。同時に、デートDV防止の啓発など、市民・若年層に向けたDVと性暴力防止のための取組を2回以上行う。	人権・男女共生課
		02-5-2	全職員	・ハラスメント防止リーフレット「STOP THE ハラスメント」の配布 ・コンプライアンス通信の発行 ・ハラスメント理解度テストの実施 ・階級別のハラスメント防止研修の実施	法務コンプライアンス課
		02-5-3	市職員	各学校園の対象者にハラスメント防止に関する資料の配布を行う。	教職員課
	芦屋市配偶者暴力相談支援センター(芦屋市DV相談室)、女性サポート相談室の周知を進めます。	02-6	市民	多くの人に相談先の情報が届き、DV被害者や困難な問題を抱える女性の相談につながるよう、広報あしや及び市民課ディスプレイへの掲載、公共施設・商業施設等での相談カードの配架、相談シールの掲示のほか、地域で活動される市民・支援者の会議等で時間をいただき、周知を行う。 また、国の相談事業で24時間、電話やチャット等に対応を行う「DV相談プラス」の周知にも努める。	人権・男女共生課
こどもの人権	「子どもの権利条約」及び「こども基本法」の意義と内容について周知・啓発を進めます。	03-1	市内幼稚園及び保育所5歳児／市立小学6年生／市立中学3年生／保護者	子どもの権利条約を周知するため、こども向けの冊子を新たに作成し、対象者に配布する。	こども政策課
	こどもの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、教育活動全体を通して人権教育を進めます。	03-2	児童・生徒	・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。 ・芦屋警察等、必要に応じて、関係機関と連携する。	学校支援課
	教育課程全般において、いじめ等の問題(インターネットを通じて行われるものを含む)について、主体的に考える機会を設け、こどもが情報を正しく選択し、判断していく力を身に付ける取組を推進します。	03-3	児童・生徒	・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。 ・各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施する。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。	学校支援課
	人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、昨今ある様々な人権課題を解決しようとするこどもたちの意欲・態度を育てます。	03-4	児童・生徒	現代的な人権課題を自分ごととして捉え行動できる児童生徒の育成を目指し、人権教育を学校教育の基盤に据え、自尊感情を高めながら互いを尊重し合う学級づくりを進める。	学校支援課
	「いじめ防止基本方針」などにに基づき、学期ごとに行うアンケート調査や教育相談の実施等により、ささいなことも決して見逃さないよう、いじめ事案の積極的な把握に努めます。	03-5-1	児童・生徒	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校支援課の教育相談との連携を意識する。 ・いじめ事案の積極的な把握のため、上記の取組がより効果的に実施できるよう、カウンセリングセンターの周知にも力を入れていく。	学校支援課
		03-5-2	青少年	青少年愛護センター及び若者相談センター「アサガオ」において、青少年からの相談に対応する。	青少年愛護センター
	「児童虐待防止法」に基づき、児童虐待の早期発見と早期対応を推進するため、通報体制や相談窓口の充実を図ります。	03-6-1	18歳未満	スタディールーム、ミュージックスタジオ、まんがステーションの周知・運営を通じて、こどもに居場所を提供する。	こども家庭・保健センター
		03-6-2	児童・生徒	(No.03-5-1の再掲)	学校支援課
	子育て支援を地域社会で行う重要性を広め、民生委員・児童委員などと連携し妊娠期から子育て期に容易に相談できる場を拡充し、啓発活動を強化するなど、こどもを見守り、支援できる仕組みづくりを推進します。	03-7	乳幼児をもつ親子(保護者)	乳幼児をもつ親子が気軽に集える場所を提供します。集い場では主任児童委員、民生委員・児童委員が相談をお受けします。また、保健センターの保健師が隔月で訪問して測定・相談を行ないます。	こども家庭・保健センター

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理

主な人権課題	方向性	No.	対象	R8事業取組内容	所管課
高齢者の人権	関係機関との連携を密にし、虐待や消費者被害の早期発見や詐欺の未然防止、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センター(地域包括支援センター)の相談窓口の周知と相談体制の充実に努めます。	04-1	①②虐待対応従事者 ③④市民	①高齢者・障がい者を権利侵害から守るための虐待対応の質の向上を目指し、虐待対応にあたる高齢者生活支援センターや障がい者相談員、行政職員向け、研修を引き続き実施する。必要に応じて対象者を選定しその他研修も実施する。 ②令和5年度に作成した、虐待対応マニュアルについて普及啓発を実施する。 ③当事者向けの成年後見制度のパンフレットを改訂し、広く普及啓発を図る。 ④権利擁護支援者養成研修や権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。	地域福祉課
	高齢者生活支援センターをはじめ、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などとも連携し、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。	04-2-1	市民 福祉専門職	・防災と福祉の連携による個別避難計画の作成スキームの完成 ・要援護者台帳システムを新システムへ移行させ維持継続させる。また福祉専門職へ要配慮者支援の周知を行う。	地域福祉課 高齢介護課 防災安全課
		04-2-2	事業所	関心のある事業所に主旨を説明し、登録を勧めることで、見守り事業者を増やし、見守りの輪を広げる。	高齢介護課
	認知症基本法及び 認知症施策推進基本計画に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症への理解を深めるための正しい知識の普及・啓発を進めます。	04-3-1	①主に小学生 ～中学生 ②サポーター	①若い世代に講座を受講してもらえるよう、学校等への働きかけを継続する。 ②受講後に地域活動へつながるよう、認知症地域支援推進員と連携しながら、ステップアップ講座等を活用した仕組みづくりを検討する。	地域福祉課
		04-3-2	市民	・認知症に関する講演会を開催し、市民向けに普及啓発を図る。 ・若年性認知症ネットワーク会議等を開催し、若年性認知症にかかる支援体制の強化を図る。	高齢介護課
	高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。	04-4	シルバー人材センター	・継続した予算の確保。 ・意見交換の機会の確保。 ・展示スペースでのシルバー人材センターの周知活動。	高齢介護課
障がいのある人の人権	「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。	05-1	市民、市内民間事業者など	・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまち あしや」等を通じて周知を図る。 ・合理的配慮の提供に係る啓発については、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を引き続き推進する。 ・市内民間事業者を対象とした、合理的配慮の提供支援に関する取組への助成に引き続き取り組む。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業については、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を引き続き推進する。	障がい福祉課
	こどもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリーを育む教育を進めます。	05-2	児童・生徒	小学校の総合的な学習において、視覚に障がいのある方の話を伺ったり、用具を見たり使ったりする機会を設ける。また、アイマスクをつけて実体験をしたり、車いすに乗る立場、後ろから押す立場など、どちらも経験したりすることを通して、障がい者理解を深める。	学校支援課
	障がいのある人もない人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。	05-3	市民団体、市内店舗など	・障がいの有無に関わらず交流できるイベントについて、検討や市民団体への支援等を行う。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業については、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を引き続き推進する。	障がい福祉課
	事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。	05-4	市民、市内民間事業者など	(No.05-1の再掲)	障がい福祉課
	相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実を図ります。	05-5	市民(障がいのある人)など	相談支援事業所3事業所を福祉センター内に集約しており、当該窓口において、あらゆる障がいについての相談への対応を、関係機関と連携しながら引き続き実施する。加えて、その他の窓口等を含め、関係部署や関係機関と連携しながら、相談支援や介入困難ケースの対応にあたる。	障がい福祉課 地域福祉課
同和問題(部落差別)	偏見や差別意識の解消に向けて、市民・職員共に同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動を進めます。	06-1-1	市民	・上宮川文化センター内の掲示板に「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ人権啓発のパネルやポスターを掲示する。 ・図書室に人権図書を配架する。	上宮川文化センター
		06-1-2	市民	講演会、映画会などの人権啓発事業を実施する際、法務省制作の啓発チラシ(部落差別の解消の推進に関する法律の施行)を配布し、周知・啓発。	人権・男女共生課
	学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。	06-2	児童・生徒	同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合うことを通して、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発を進める。	学校支援課
	人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。	06-3	市民	・同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施する。 ・市民への啓発を目的として、映画会や講演会を開催するとともに、地域の方の交流活動を実施する。	上宮川文化センター
	住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	06-4	芦屋市に住民票または戸籍がある方(消除者含む)	・本人通知制度のオンライン申請を継続し、オンライン申請のQRコードを住民票、戸籍等証明書の交付請求書に掲載して登録者数の増加を目指す。 ・芦屋市二十歳のつどいや人権啓発行事等で、啓発グッズとして作成したポケットティッシュ(制度の概要を記載)やチラシ(本人通知制度のご案内)を配布し、周知・啓発。	市民課
外国にルーツをもつ人の人権	外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	07-1-1	市民	「外国にルーツをもつ人の人権」をテーマとした映画会・講演会を実施。参加者に向けアンケートを実施し、「人権問題に関して関心が深まった」と回答する人を80%以上にする。	人権・男女共生課
		07-1-2	市民	多文化共生理解事業を実施。外国人市民の参画を呼び掛ける。	国際文化推進課
	ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。	07-2	市民	・講演会、映画会などの人権啓発事業を実施する際に、法務省制作の啓発チラシ(ヘイトスピーチ、許さない。)を配布し、周知・啓発。 ・庁内に法務省制作の啓発ポスターを掲示。	人権・男女共生課
	こどもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を広げます。	07-3-1	児童・生徒	・外国語科担当者会を開催し、小学校と中学校の外国語教育の連携方法について考える。 ・市内の小中学生から希望者を募り、海外の同世代の子どもたちとのオンライン海外交流事業を行う。英語学習への動機づけ、異なる文化・価値観に触れ、国際理解を深める機会を作る。 ・小学校外国語活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を活用したり、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置したりして外国語活動の推進に取り組む。 ・国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める場をつくる。 ・市内のALTを1つの学校に集合配置し、外国語科専科を中心に子どもたちと交流する機会を設ける。 ・多文化共生教育担当者会を開催し、日本語支援が必要な児童生徒の支援体制について情報交換したり、各校の多文化共生教育の取り組みについて交流したりする機会をもち、国際理解教育の推進につなげる。	学校支援課
		07-3-2	市民	(No.07-1-2の再掲)	国際文化推進課

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理

主な人権課題	方向性	No.	対象	R8事業取組内容	所管課
	潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して多文化共生理解を深めます。	07-4-1	市民	指定管理事業の実施 (指定管理者の実施計画による目標数値) ・日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,600人（講師含む） ・日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、720人（講師含む） ・ブラッシュアップ研修47人（講師含む）	国際文化推進課
		07-4-2	市内在住外国人	年間45回程度を継続。七夕会等を通じて、日本文化への理解を深める機会を設ける。 また、受講希望者の増加に対応し、円滑な受入れと運営の効率化に努める。 さらに、支援者の研修・勉強会への参加を通じてスキル向上と情報共有を図り、活動方針の共有による安定した学習環境の維持に努める。	公民館
	多言語による情報発信や、やさしい日本語の普及などを通して、日本語を話さない人にも理解しやすい情報提供に努めます。	07-5-1	市民	・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実 ・希望する外国人住民へメール・LINE配信	国際文化推進課
		07-5-2	市民	多文化共生理解事業を実施。外国人市民の参画を呼び掛ける。	国際文化推進課
		07-5-3	市職員	・多言語通訳の操作手順の習熟を図る。 ・NET119映像通報の操作研修を実施する。	消防本部警防課
		07-5-4	市民	外国人住民対象の防災研修及び日本人対象の在住外国人支援研修の実施	国際文化推進課 防災安全課
	子どもたちが共に学び合う機会の充実を図り、お互いの違いを認め尊重する心や態度を育みます。	07-6	児童・生徒	海外の同世代の子どもたちとの英語によるコミュニケーション(海外オンライン交流事業)や国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める機会を設け、外国語学習への動機づけや国際理解を深める学習につなげる。	学校支援課
性的マイノリティの人権	「芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針」を基に、各校の現状や課題の交流、先進的な取組についての情報共有を行い、子どもたち誰もが学ぶことができるよう、日本語指導の環境を整えます。	07-7	児童・生徒	来日間もない児童生徒への初期日本語教室カリキュラムの充実、日本語支援コーディネーターによる巡回訪問、多言語翻訳アプリによる母語支援の充実、多文化共生担当者会での支援体制の交流等の取組により、日本語指導の環境を確保する。	学校支援課
	誰もが自分の性(セクシュアリティ)を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。	08-1-1	市民	・プライド月間(6月)に、性的マイノリティに関する理解を深める展示を開催。 ・講演会、映画会などの人権啓発事業を実施する際に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度やLGBTQ(セクシュアルマイノリティ)電話相談の啓発チラシを配布し、周知・啓発。	人権・男女共生課
		08-1-2	児童・生徒	LGBTQ等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進める。	学校支援課
	性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に対応するため、相談窓口の周知を図ります。	08-2	市民 中学1年生 当事者	・講演会、映画会などの人権啓発事業を実施する際に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度やLGBTQ(セクシュアルマイノリティ)電話相談の啓発チラシを配布。 ・市内の公共施設に相談カードを配架。 ・市立中学校1年生を対象に相談カードを配布。 ・専門相談員と連携し、関連団体ホームページの相談窓口リストに掲載するなど、当事者等に周知を図る。	人権・男女共生課
感染症患者などの人権	各感染症についての正しい知識を普及させるとともに、偏見や差別に関する相談窓口に関する情報発信に努めます。	09-1	市民	ホームページでの情報提供や窓口でのパンフレット等啓発媒体の配架、ポスターの掲示による周知・啓発を実施する。	こども家庭・保健センター
	学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことのないよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。	09-2	児童・生徒	感染者等に対する差別・偏見を持つことのないよう、発達段階に応じた正しい知識を身に付けるため、小学校では生活科や保健、中学校では保健体育科を中心に感染症についての授業を実施する。	学校支援課 保健安全・特別支援教育課
ハンセン病患者・元患者及び家族の人権	ハンセン病に関する正しい知識について、市民及び職員への普及・啓発を進めます。	10-1	市民 市職員	市ホームページへの掲載をはじめ、市民や職員に歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権・男女共生課
	学校教育において、病気や患者・元患者及び家族に対する差別・偏見を持つことのないよう、発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。	10-2	児童・生徒	ハンセン病患者・元患者及び家族に対する差別・偏見を持つことがないよう、発達段階に応じた正しい知識を身に付けるため、小学校では動画、中学校では加えて「ハンセン病の向こう側」のパンフレット等を活用し、教科や総合的な学習の時間を中心に、教育と啓発を進める。	学校支援課 保健安全・特別支援教育課
犯罪被害者などの人権	犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。	11-1	市民 市職員	犯罪被害者週間の時期に職員研修(12月予定)や広報紙掲載による周知・啓発活動を実施することで、犯罪被害者等の人権についての啓発、犯罪被害者等の支援制度の周知を行う。	道路・公園課
刑を終えて出所した人などの人権	出所者の人権保護と円滑な社会復帰を促進し、立ち直りを見守り支える地域社会の実現に向けて、関係機関との連携による「社会を明るくする運動」を通じて、更生への理解を深める啓発活動に取り組みます。	12-1	市民	・7月1日～7月31日まで市役所正面(北館3階)に横断幕を設置 ・講演会の開催(7月27日) 「窃盗を繰り返す人～その背景と立ち直り支援を考える～」 ・市内公立小中学生への啓発とし、絆創膏を配布 ・第76回社会を明るくする運動作文コンテストの実施 ・公開ケース研究会実施 ・啓発イベント 市民の集いを実施し、啓発グッズを配布(10月25日)	地域福祉課
ひとり親家庭等に関する問題	家族の多様性が尊重される社会の実現に向けて啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭のうち特に母子家庭への支援制度及び適切な相談窓口の周知に努めます。	13-1	ひとり親家庭	ひとり親家庭の継続的自立へつながるよう、引き続きホームページ、広報、冊子により支援制度及び相談窓口の周知を行う。	こども政策課
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	関心と認識を深めていく啓発を推進します。	13-2	市民	・北朝鮮人権侵害問題啓発週間の期間中(12月10日～16日)、広報あしや、市ホームページ、SNSへの掲載、市役所市章のブルーライトアップ等で周知。 ・同啓発週間の期間中、北朝鮮人権侵害問題啓発展示、啓発DVDを上映。	人権・男女共生課
アイヌの人々の人権	国と協力し、啓発に努めます。	13-3	当事者 市民	・「アイヌの方々の相談窓口」のチラシを庁内で配架し、制度を周知。 ・市ホームページへの掲載をはじめ、市民や職員に歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権・男女共生課
労働者等の人権	長時間労働など雇用・就業に関する問題も含め、適切な相談窓口の周知に努めます。	13-4	市内の事業者及び労働者	毎月1回社会保険労務士による労働相談の実施。広報に掲載し相談窓口を周知する。 また、他市、他団体と連携し啓発を実施し、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成・配布及び市ホームページへの掲載をする。	地域経済振興課
ハラスメントによる人権侵害	ハラスメントによる人権侵害に対する正しい理解の促進、相談窓口の周知に努めます。	13-5	市内の事業者及び労働者	毎月1回社会保険労務士による労働相談の実施。広報に掲載し相談窓口を周知する。 また、他市、他団体と連携し啓発を実施し、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成・配布及び市ホームページへの掲載をする。	地域経済振興課
ゲノム情報(遺伝情報)に関する差別や偏見	ゲノム情報(遺伝情報)に関する正しい理解の促進に努めます。	13-6	市民	市ホームページへの掲載をはじめ、市民や職員に現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権・男女共生課

第 5 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和 8 年度計画)

○それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理

地域・事業者・ その他の場	方向性	No.	対象	R8事業取組内容	所管課
地域	社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を通して、学習・啓発の機会を充実します。	14-1-1	市民	法務局、人権擁護委員等と連携し、人権講演会及び啓発映画会を実施。アンケートの結果、参加して人権問題に関して関心が深まったと回答する人を80%以上にする。	人権・男女共生課
		14-1-2	市民	・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。	社会教育推進課
	出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の共生力を高めます。	14-2	市民	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、社会教育の推進を通じて人権意識の向上を図る。	社会教育推進課 国際文化推進課
	地域での行事・イベントなどを活用した啓発を推進します。	14-3	二十歳のつどい 対象者	「二十歳のつどい」で人権啓発に係る冊子・資料を配布し、人権意識の浸透を図る。	社会教育推進課
事業所	①経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。	14-4-1	市内の事業者	他市、他団体と連携し啓発を実施し、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成・配布及び市ホームページへの掲載をする。	地域経済振興課
	②研修会の開催など人権教育・啓発への参加を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。	14-4-2	市民	人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会等に行い、市内の事業所へ周知。	人権・男女共生課
職員の意識向上	新入職員から幹部職員に至るすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	15-1-1	市職員	・職員人権研修を開催。(テーマ：情報化などに伴う人権侵害、性的マイノリティ、同和問題、外国にルーツを持つ人の人権) ・新任職員研修において、人権問題及び男女共同参画に関する研修を実施し、人権問題全般、男女共同参画の基礎、女性活躍推進、DV被害者支援について取り上げる。 ・人事課特別(専門)研修として、男女共同参画に関する職員研修を実施。 ・新任職員及び新任教員研修において、同和問題に関する研修を実施。 ・各種職員研修を実施。	人権・男女共生課 上宮川文化センター 人事課 国際文化推進課
		15-1-2	新任職員 新任係長・課長	・新任職員向けのハラスメント防止及びコンプライアンス研修の実施（4月・10月） ・新任係長・課長向けコンプライアンス研修の実施（5月）	法務コンプライアンス課
		15-1-3	市職員	・心がつながる手話教室は、職員の手話によるコミュニケーション能力の向上を目指すことを目的に据え、毎月1回実施する予定である。 ・新任職員向け研修で、手話研修を実施する予定である。 ・意思疎通支援・障がい理解研修は、障がいのある人への支援に焦点をあてて意思疎通の支援をするための知識・技術を習得することを目的に据え、年2回（8月・1月）に実施する予定である。	障がい福祉課
	管理職は高い人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。	15-2	市職員	各職場でテーマを設定し研修を実施。職員間で意見交換を行うことによって、職員の人権意識の向上を図る。	人権・男女共生課
	「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに、職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる体制の充実に図り、制度や相談窓口の周知に努めます。	15-3-1	市職員	・ハラスメントに関する資料を配布して啓発を行う ・学校園でハラスメント研修を実施し、普段研修を受けにく層へも積極的に啓発を行う。	教職員課
		15-3-2	全職員	・ハラスメント防止リーフレット「STOP THE ハラスメント」の配布 ・コンプライアンス通信の発行 ・ハラスメント理解度テストの実施 ・階級別のハラスメント防止研修の実施	法務コンプライアンス課
	特定事業従事者の意識向上	15-4-1	教職員	人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行う。	学校支援課
		15-4-2	教職員	・教員のキャリアステージに応じた様々な研修形態を実施し、研修機会の確保を図る。 ・若手教員に対して、同和問題や学級における人権問題をはじめとする人権課題について学ぶ機会を積極的に設ける。	打出教育文化センター
特定事業従事者の意識向上	福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。	15-5-1	市職員	各種人権研修をはじめ、業務に直結した研修（権利擁護研修）や関係機関主催研修（福祉専門研修）など、できるだけ多くの職員が多様な研修に参加することで、職員の相談対応スキルの向上を図る。	生活援護課
		15-5-2	保健福祉センター内で従事する市職員及び各事業所職員	保健福祉センター内で従事する市職員及び各事業所職員が参集する業務連絡会において、随時注意喚起を行う。 机や書庫等の鍵が紛失していないかの調査を各所管・事業所で行い、各所管・事業所の長の署名をもって報告してもらう。	地域福祉課